

訪問リハビリテーション
(介護予防訪問リハビリテーション)
利用約款

医療法人 清潮会
介護老人保健施設 みどりの里

令和6年6月1日改定

介護老人保健施設みどりの里 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設みどりの里（以下「当事業所」という。）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という。）を提供し、一方、利用者又は身元引受人は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、この約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が訪問リハビリテーション等利用同意書を当事業所に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更があつた場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2、別紙3の改定が行なわれないう限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所の訪問リハビリテーション等を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
- ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 4 身元引受人の請求があつたときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び家族代表者は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画にかかわらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション等利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び家族代表者は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、訪問リハビリテーション等実施時間中に利用中止を申し出た場合については、同意の上、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

(当事業所からの解除)

第5条 当事業所は、利用者及び家族代表者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーション等サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定(要介護予防認定)において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び家族代表者が、本約款に定める利用料金を1か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な訪問リハビリテーション等サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者又は家族代表者が、当事業所、当事業所の従事者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、事業所・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーション等サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された日ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当事業所は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び家族代表者は連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の25日までに支払うものとします。なお、支払の方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当事業所は、利用者又は家族代表者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。
- 4 領収書の再発行は致しません。申告等にご使用の方は大切に保管ください。

(記録)

第7条 当事業所は、利用者の訪問リハビリテーション等サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(サービス計画、サービス提供記録、従業者の勤務体制についての記録については、5年間保管します。)

- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当事業所とその従事者は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は家族代表者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕)等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)介護保険サービスの利用のための居宅介護支援事業所等への情報提供。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 訪問リハビリテーション等利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します

(事故発生時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録(別紙事故報告書)し、その完結の日から2年間保存する。

3 当事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(苦情の申出及び苦情処理の体制・手順)

第11条 利用者及び家族代表者は、当事業所の提供する訪問リハビリテーション等サービスに対しての苦情等について、当事業所の従事者に申し出ることができます。

苦情解決責任者 井手真由美 (電話 095-892-8888)

また、下記の窓口もありますのでご利用ください。

長崎県福祉保健部長寿社会課 095-824-1111

長崎市福祉保健部介護保険課 095-825-5151

長崎県国民健康保険団体連合会介護保険課 095-826-7293

(賠償責任)

第12条 訪問リハビリテーション等の提供に伴って、当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び家族代表者は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は家族代表者と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設みどりの里
訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション) 事業所のご案内
(令和6年6月1日現在)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 介護老人保健施設みどりの里 訪問リハビリテーション
- ・開設年月日 平成23年5月1日
- ・所在地 長崎県長崎市布巻町165-1
- ・電話番号 095-892-8888 FAX 番号095-892-8777
- ・管理者名 塚崎 隆

(2) 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)事業の目的・運営方針

(目的)

・訪問リハビリテーション等は、要介護状態(介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、訪問リハビリテーション等計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営方針)

- ・事業所の従事者は、訪問リハビリテーション等計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- ・訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- ・訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- ・利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(3) 施設の職員体制

職種	配置数	職務内容
・管理者	1人	事業に携わる従事者の総括管理、指導を行う
・療法士 (PT・OT・ST)	1人以上	訪問リハビリテーション等 計画に基づき居宅を訪問し、リハビリテーションの実施に際し指導を行う
・医師	1人	利用者の病状及び心身の状況に応じて日常的な医学的対応を行う。

(4) 営業日及び営業時間

- ・ 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- ・ 営業日の午前9時00分から午後4時45分までを営業時間とする。

2. サービス内容

- ① 訪問リハビリテーション等計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
- ② 訪問リハビリテーション等計画に基づき、短期集中リハビリテーションを実施する。
- ③ 訪問リハビリテーション等計画に基づき、リハビリテーションマネジメントを実施する。
- ④ サービス提供体制強化加算体制とする。

3. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

野母崎樺島町、脇岬町、野母町、南越町、高浜町、以下宿町、黒浜町、蚊焼町、晴海台町、椿が丘町、為石町、川原町、宮崎町、藤田尾町、千々町、布巻町、平山台、平山町、竿浦町、江川町、深堀町、大籠町、香焼町、伊王島町、末石町、平瀬町、毛井首町、鶴見台、柳田町、草住町、土井首町、三和町、京太郎町、磯道町、小ヶ倉町、[※]グイラント、新小が倉町、新戸町、大山町、上戸町、戸町

4. 禁止事項

- ・当事業所では、多くの方に安心してご利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

介護老人保健施設みどりの里
訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 利用料金

(介護保険制度では、介護保険負担割合証による負担割合によって利用料が異なります。以下は、1割負担者の自己負担分となります。)

(1) 訪問リハビリテーション基本料金

① 訪問リハビリテーション費 (1回につき)	313 円
② 短期集中リハビリテーション実施加算 (1日あたり)	
・退院(所)日又は認定日より3月以内に実施した場合	203 円
③ サービス提供体制強化加算	6 円
④ リハビリテーションマネジメント加算 (1月あたり)	183 円
⑤ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (1日あたり)	
・退院(所)日又は訪問開始日より3月以内に実施した場合	244 円

(2) 介護予防訪問リハビリテーション基本料金

① 介護予防訪問リハビリテーション費 (1回につき)	303 円
② 短期集中リハビリテーション実施加算 (1日あたり)	
・退院(所)日又は認定日より3月以内に実施した場合	203 円
③ サービス提供体制強化加算	6 円

(3) その他

※事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対し訪問リハビリテーションを実施した場合は所定単位数の90/100に相当する単位数を算定致します。

※利用開始した月から起算して12か月を超えた期間に利用された場合は、1回あたり30円割引があります。

3. 支払い方法

- ・毎月10日までに請求書を発行しますので、その月の25日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、銀行口座振り替え、銀行振込、現金の方法があります。
- ・領収書の再発行は致しません。申告等にご使用の方は大切に保管ください。

個人情報の利用目的

みどりの里 訪問リハビリテーションでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する事業所理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔事業所内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供